

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標を次のように定める。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標

（前文）

大阪府立公衆衛生研究所は昭和35年に、大阪市立環境科学研究所は昭和49年に、それぞれ明治期に創設された衛生検査機関を母体として設立された。以来、公衆衛生に係る検査・研究等を行い、また、健康危機事象の発生に際しては、公衆衛生行政を科学的かつ技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。

人の交流や物流等のあらゆる面でグローバル化が進む現代において、住民が直接口にし、あるいは接触する多種多様な食品や生活用品等の安全性を確保し、また、時に国境を越えて広がる感染症から住民を守るためには、地方衛生研究所においても、地域の枠にとらわれることなく、視野を広く持った、より柔軟な活動が求められる。

このような観点から、平成26年4月、これまでの使命を継承しながら大阪府及び大阪市の二つの研究所を統合することにより、それぞれが有する特色を生かし、また、法人としての裁量及び創意工夫に基づいて公衆衛生を巡る諸問題に柔軟に対応し、将来にわたって効率的な運営をすることにより、住民に対して提供するサービスをより一層向上させることを目指し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「研究所」という。）を発足させることとなった。

研究所が、その定款第1条に規定された「公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって

住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与する」という目的を果たすため、大阪府及び大阪市は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、以下のとおり中期目標を定め、これを同目標の期間に達成するよう研究所に対し指示する。

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。

1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化

(1) 健康危機事象対応能力の強化

健康危機事象発生時における対応能力の強化に努め、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康の安全を脅かす事態の未然の防止や発生の際における被害の拡大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。

(2) 試験検査機能の充実

研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、公衆衛生に係る試験検査を効率的かつ正確に実施すること。

(3) 調査研究機能の充実

公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を十分に把握し、検査方

法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に取り組むこと。

① 調査研究課題の設定

取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。

② 調査研究の推進

社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備する等の取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。

③ 調査研究資金の確保

競争的外部研究資金の獲得や民間企業との共同研究等、調査研究に必要な資金の確保に努めること。

④ 調査研究の評価

調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。

(4) 公衆衛生情報の収集・解析・提供業務の充実

公衆衛生情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、疫学調査活動への協力等、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。

住民に対して提供するサービスの観点から、食の安全や感染症、生活衛生等に関する知見等、試験検査や調査研究活動等を通じて得られた情報は、住民が

容易に理解でき、住民生活に役立てられるように工夫して積極的に広報することにより、住民の健康増進及び生活の安全確保に貢献すること。

(5) 研修指導体制の強化

地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。

2 地方衛生研究所の広域連携における役割

国立研究機関や近畿をはじめとする各地の地方衛生研究所間の相互協力体制のもと、健康危機事象発生時における協力のみならず、平常時においても、研究機関の連携強化や研究機関としてのレベル向上において中心的役割を果たし、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するように努めること。

3 新たな事業展開

地方独立行政法人への移行を契機とし、より幅広い視野から、研究所の有する人的及び物的な資源を活用して、公衆衛生行政の実施主体である自治体や産学官関係機関等に対し研究所が有する技術及び知見を提供し、住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与するように努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営の改善

(1) 組織マネジメントの実行

法人運営の責任体制を明確にし、絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。

(2) 事務処理の効率化

事務書類の簡素化や各種の情報処理システムの導入、定型的な業務で外部委

託が可能なものについては委託を進める等、事務処理の効率化を図ること。

(3) 組織の最適化

想定される新たな健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。特に、大阪市東成区及び天王寺区に所在する2施設に分散する組織内の連携が十分に行われるように配慮し、その最適化を図ること。

(4) 検査・研究体制の強化

検査結果の信頼性の確保並びに研究の企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、質の高い試験検査及び調査研究業務を実施すること。

(5) 適正な料金設定

利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること。

2 職員の能力向上に向けた取組

社会的ニーズに基づき、長期的展望に立って優秀な人材を確保し、その育成及びモチベーションの向上に努めること。

(1) 研修制度の確立

個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行う等、職務遂行能力の向上が図られるように人材の育成に取り組むこと。

(2) 人事評価制度の確立

職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

収支のバランスを常に意識し、固定的経費の抑制に努め、また、職員のコスト意識を醸成する等により予算を効率的に執行すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備機器の活用及び整備

社会的ニーズに的確に応えていくため、施設及び設備機器類を適正に管理し有効に活用するとともに、それらの計画的な整備に努めること。なお、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所を統合する効果を発揮することができるよう、施設の在り方について早期に考え方を示すこと。

2 安全衛生管理対策

職員が安全かつ快適な労働環境で業務に従事することができるよう、安全対策の徹底と事故防止に努めること。また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮することができるようにすること。

3 環境に配慮した取組の推進

環境に配慮した業務運営に努めること。

4 コンプライアンスの徹底

法令等の遵守を徹底し、高い倫理観を持って業務を遂行すること。また、個人情報や企業活動に関する情報は、関係法令に基づき適正に取り扱い、管理すること。

5 情報公開の推進

法人運営に関して透明性を確保するため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。